

【泉南市報道提供資料】

本件連絡先

泉南市総務部税務課

担当：上野

TEL：072-483-9031

Mail：kazei@city.sennan.lg.jp

令和5年3月1日

報道機関 各位

個人情報の漏えいについて

標記について、下記のとおり個人情報の漏えいが発生しましたので公表します。本市としましては、このことを深く受け止め、個人情報を漏えいしてしまった方、また、第三者の個人情報を受け取ることとなった方及び今回の事案についてご心配をおかけした皆さま方に対し、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、個人情報の取扱いについては、万全の態勢で保護と管理の徹底に努めてまいります。

記

1. 漏えいが判明した日時：令和5年2月13日（月）午後4時頃
2. 漏えいした個人情報：令和4年度市民税・府民税税額変更（決定）通知書（住所、氏名、勤務先、所得金額、控除金額、税額等）
3. 本件の概要
個人市民税・府民税の税額が当初から変更になった方に送付している税額決定通知書を、誤って第三者に送付してしまった。
4. 経緯
 - ・税額決定通知書を1月10日付で送付したが、A様宛の通知が全く関係のないB様宛の通知に紛れ込んでいたことが2月13日に通報により発覚した。
 - ・税額決定通知書には納税通知書を同封するものとしのないものがあり、納税通知書を同封しないものは宛名ラベルを封筒に貼り付け使用していた。今回の事案では両者ともに宛名ラベルを使用した封筒を使用し、印刷された税額決定通知書を見て宛名ラベルを作成し、封入作業を行っていた。
 - ・作業は税務課職員が複数人で手作業にて行っており、重ねられていた税額決定通知書の中から、上下に並んでいたB様とA様の税額決定通知書を、2枚重っていることに気付かず、下にあったA様の宛名ラベルが作成されないまま、B様宛の宛名ラベルが貼り付けされた封筒に2枚一緒に封入してしまったものと考えられる。

【泉南市報道提供資料】

5. 原因

- ・宛名ラベルを印刷するにあたり、税額決定通知書を見て印刷設定を行うが、この時点で税額決定通知書が 2 枚重なっていることに気付かず、宛名ラベルが打ち出されていない事に気付くことができなかった。
- ・税額決定通知書を封入してから封緘する前に再度の確認が行われていなかった。

6. 関係者への説明

発覚した 2 月 13 日（月）夕刻より、関係者宅を訪問し、本事案の経緯、原因を説明し謝罪を行った。

7. 再発防止に向けての取組

- ・対象者の一覧表を作成し、封入前に税額決定通知書と宛名ラベルの枚数を一覧表と突合することにより、どちらかに過不足があれば封入前の段階で発覚できるようにする。
- ・封入する際には、一人が税額決定通知書と封筒をセットし、別の者が税額決定通知書と封筒及び一覧表を再確認して封緘することとする。

〔市長コメント〕

今後、このような事態が生じないように、全職員に対して個人情報保護の重要性を徹底するとともに、個人情報にかかる通知等を行うにあたっては複層的なチェックを行うなど、個人情報の管理を更に強化し、再発防止に努めてまいります。

本件連絡先

泉南市総務部税務課

担当：上野・富士

TEL：072-483-9032

Mail：kazei@city.sennan.lg.jp

令和5年3月1日

報道機関 各位

固定資産税等の課税誤りについて

令和3年度及び令和4年度の固定資産税・都市計画税に係る課税誤り（土地評価額の誤算定）が判明しましたので、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおりご報告させていただきます。

1 課税誤りの概要

固定資産税等については、3年に一度評価の見直しを行っていますが、令和3年度の評価替え時において、土地の評価に使用する路線価を一部誤って算出したことにより、課税誤りが生じたものです。

2 更正対象件数と税額【年度ごと】

令和3年度	増額	173件	23,100円	減額	127件	21,700円
令和4年度	増額	192件	26,200円	減額	157件	24,200円

3 判明した経緯

路線価付設業務を委託している事業者（以下、「委託事業者」という。）から、現在令和6年度に向けた路線価算定作業の中で、令和3年評価替え時に路線価算定システムに入力した「鑑定標準価格」の一部が誤っており、そのため路線価の一部が誤って算定されたデータを納品した、との報告を受け、市においてその内容を確認し本事案が判明しました。

4 原因

委託事業者において路線価算定の際に、市から提供を受ける「鑑定標準価格」について、最終価格（確定値）を用いて算定処理が行われなかったことが原因です。

具体的には、以下のとおりです。

- ① 路線価の算定にあたっては、市から委託事業者へ「鑑定標準価格」のデータを送付し、委託事業者において、そのデータを使用して委託事業者の路線価算定システムに入力し、算定業務を行っています。

市から令和3年度の路線価算定のため、「初期鑑定標準価格（修正前）」のデータを送付しましたが、その後「修正版鑑定標準価格（修正後）」のデータを送付した際に、市からの修正指示を受けた委託事業者の主任技師が、路線価算定システムのデータ修正担当者へ路線価算定システムに登録している鑑定標準価格の修正を指示しましたが、データ修正担当者が指示を失念し、データ修正を行いませんでした。その後、データ修正を指示した主任技師は、自身の修正の指示履歴を確認したものの、修正の完了までを確認せず、後工程の路線価算出処理に移行しました。

【泉南市報道提供資料】

- ② また、市から修正指示を受けた主任技師が入力データの内容確認の際に、「修正版鑑定標準価格（修正後）」のデータではなく「初期鑑定標準価格（修正前）」のデータを正しい「鑑定標準価格」のデータと思い込み、それをもとに確認したため、修正が行われていないことに気付くことができませんでした。

5 今後の対応

更正対象の納税義務者に対して、3月10日以降、お詫び文書と更正通知書の送付を予定しています。

- ・増額の方は、納付書を同封します。
- ・減額の方で還付が生じる方は、還付通知書を同封します。

6 課税誤りに伴う経費

課税誤りによる更正作業に伴う経費については、委託業者において弁済するよう協議を進めてまいります。

7 再発防止に向けての取組

(1) 今後、委託事業者において、次のようにチェック体制を整備するとともに、委託契約書に明示し、同じ事案が再び発生することの無いよう適正な事務処理を徹底させます。

① タスク管理ツールを用いて作業完了までを管理することとし、各工程の終了時には、必要な処理がすべて完了となっているか確認のうえ、次の工程に移行すること。

② 内容確認にあたっては、使用するデータの妥当性の確認のため、タスク管理ツールの処理履歴の完了を事前に確認すること。

また、送付される鑑定標準価格のデータとの確認だけでなく、不動産鑑定士が市に納品する最終の鑑定評価書を用いて、路線価算定システムに登録された鑑定標準価格との照合を行うこと。

さらに、路線価算定システムに登録された鑑定標準価格について、次工程の時点修正率のデータの受領時にも再確認すること。

③ 上記に加え、納品時には、路線価算定の工程に立ち戻り、鑑定評価書を用いた照合が行われているか確認を行うこと。

また、第三者により納品までの手順に問題がないか、必要な処理は実行されているかの最終確認を行うこと。

(2) 本市においても、納品された路線価データが正しい標準鑑定価格から作成されたものであるかの確認を行います。

【市長コメント】

市民のみなさまに多大なご迷惑をおかけし、心から深くお詫び申し上げます。今後このようなことが発生しないよう、再発防止策の徹底、委託業者の指導に努めてまいります。